

## 自転車運転者講習って知ってますか?



## 自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと

「自転車運転者講習」を受けなければなりません!



### 講習対象者

- \*14 歳以上の者
- \*信号無視等の危険な交通違反で 3年以内に2回以上交通取締りを 受けた者

(交通事故も含まれる場合もある)



### 受講命令

\*講習時間:3時間

\*講習手数料:6.000円



## 未受講



危険性の 改善

受講命令に従わなければ 5 万円以下の罰金



## Q.自転車が歩道を走れるのはどんな時?

左側であればいつでも走って良い 標識で定められている時 車道通行が危険な場合

正解は・・・と!!





この標識がある時は歩道を通 行することができます。



対象となる15の 「危険行為」~



通行禁止道路(場所)の進行



通行が認められ(許可され)ている 歩行者用道路での歩行者妨害



歩道通行や車道の右側通行等

自転車は原則車道! ただし通行許可されている歩道 なら通行可



路側帯での歩行者通行妨害



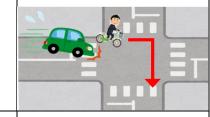
遮断踏切りへの立ち入り



信号のない交差点等での 優先車両等の通行妨害等



右折時における直進車や 左折車への通行妨害等



一時停止場所での不停止や 環状交差点での 安全進行義務違反等



交差車両等の通行妨害



歩道での歩行者妨害等



ブレーキが不備・不良な 自転車の運転



酒酔い運転



安全運転義務違反(これらの違反で交通事故を起こした場合も 受講対象となることがあります)



見ながら運転スマホを



さ

他の車両の妨害 新設 (あおり運転)



通行妨害する目的で危険な 進路変更や幅寄せ等をする

(R2.6.30 一部改正)

# 「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為に「妨害運転」が加わりました(R2 年 6 月 30 日~)

自転車運転中に信号無視などの「危険な行為」を、<u>3 年以内に 2 回以上繰り返す</u>と自転車の安全利用のための講習を受けることになります。 (14 歳以上)

あおり運転にあたる「妨害運転」

具体的には、自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で

- ・逆走して進路をふさぐ
- ・幅寄せ
- ・進路変更
- ・不必要なブレーキ
- ・ベルをしつこく鳴らす
- ・車間距離の不保持
- ・追い越し違反



## あおり運転例(イメージ)

※いずれも他の車両(自転車含む)の通行妨害目的







